

基本計画作成上の留意点 ~ 支援措置の施策的観点・位置付け ~

施策的観点

A. 市街地の整備改善

- ・商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業など)
- ・基盤施設整備(道路、公園、駐車場、下水道など)

B. 都市福利施設の整備

- ・教育文化施設(学校、図書館等)、医療施設(病院、診療所等)、社会福祉施設(高齢者介護施設、保育所等)等の整備

C. 街なか居住の推進

- ・街なか居住の推進のための事業(住宅供給と一体的に行う居住環境の向上のための事業を含む)

D. 商業の活性化

- ・中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備など

E. 公共交通機関、特定事業等

- ・公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業(地下鉄、新交通システム、LRT等の整備など)

各支援措置が複数の施策的観点に位置付けられることも考えられるため、基本計画策定時に注意が必要。

支援措置の位置づけ

(1) 法に定める支援措置等

法律第4章に定められた特別の措置。

(中心市街地共同住宅共同事業、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例など)

(2) 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和するなどの措置を講ずるもの。

(暮らし・にぎわい再生事業、まちづくり交付金の提案事業の枠の拡大など)

(2) 認定と連携した重点的な支援

認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するもの。

(3) 中心市街地活性化に資するその他の支援措置

「(1)法に定める支援措置等」「(2) 認定と連携した特例措置」「(2) 認定と連携した重点的な支援」に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進する支援措置

各支援措置のマニュアルでの位置づけが決まっているため、基本計画策定時に注意が必要。

基本計画作成上の留意点 ~ 支援措置の施策的観点・位置付け ~

具体的なイメージ: 都市福利施設を整備する事業に関する事項を事例として

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項を事例

[2] 具体的な事業の内容

(2) 認定と連携した支援のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

支援措置の位置付けと一致

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 施設整備事業	市	事業の着実な実施の観点から必ず記載	支援措置の内容: 暮らし・にぎわい再生事業	
内容: を推進する施設を整備する事業	地元プロジェクト名		実施時期: 平成 年 月	
実施時期: 平成 年 月	内容について簡潔に記載			
公益施設の用途: 医療施設	事業の着実な実施の観点から必ず記載 マニュアルに記載の必要が提示されている事項については必ず記載			

マニュアル上の事業名を記載

【参考: マニュアルでの記述】

- (2) 認定と連携した支援措置
認定と連携した支援措置
B. 都市福利施設の整備
(ア) 暮らし・にぎわい再生事業(国土交通省)
- 概要
認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地支援及び空きビル再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートを総合的に支援します。
特例措置: 認定中心市街地のみ支援(ただし経過措置あり)
 - 要件
当該支援策を活用して整備する施設に、都市福利施設等の公益施設が含まれていることが必要です。
 - 基本計画に記載する事項
基本方針及び本マニュアルに掲げられている事項のほか、以下について記載してください。
・当該支援策を活用して整備する都市福利施設等の種類(公益施設の用途)
なお、住宅や商業等の施設を併設する際にはその旨を記載して下さい。
 - 留意事項等
改正中心市街地活性化法施行日から3年間、「都市機能を導入する施設」については、「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる公益施設、住宅、商業等の機能を有する施設」と読み替える経過措置を設けています。

基本方針及びマニュアルに掲げられている事項

マニュアルにおいて記載を求められている事項